

マイバッグ・生活排水意識調査

～ アンケートの集計結果を報告します ～



町では、ごみの減量化や地球温暖化防止、水質保全に向けた取り組みの一環として、マイバッグおよび生活排水に関する意識調査を実施しました。

この調査は、町総合文化祭に会場された177名の方に、ご家庭での状況についてのアンケートにご協力いただいたものです。

回答者のうち、約4分の3の方が、「マイバッグを使っている」、「風呂の残り湯を再利用している」、「食器の油はふき取ってから洗う」、等の取り組みをされていて、環境への意識が高い方が多いということがわかりました。

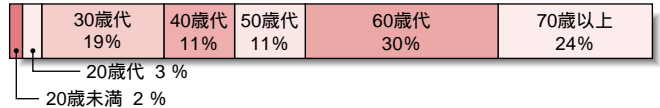
町では、今後もごみの減量化や環境保全のための啓発活動を行ってまいりますので、引き続き皆様のご理解・ご協力をお願いします。

環境対策課 2253

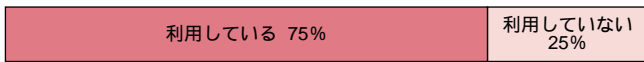
問1 性別



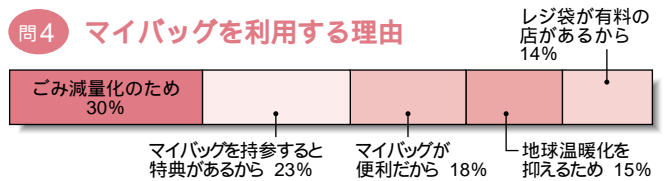
問2 年齢



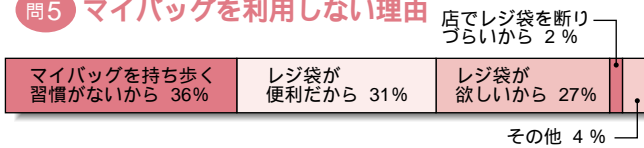
問3 マイバッグの利用状況



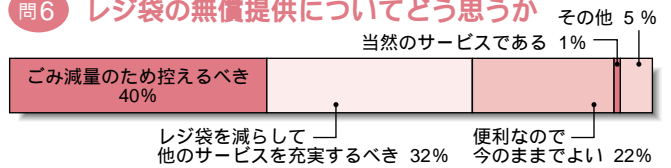
問4 マイバッグを利用する理由



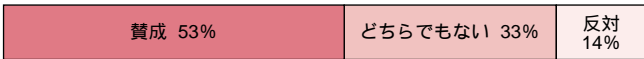
問5 マイバッグを利用しない理由



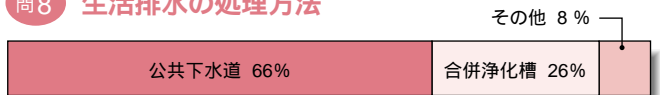
問6 レジ袋の無償提供についてどう思うか



問7 レジ袋有料化、家庭ごみ有料化について



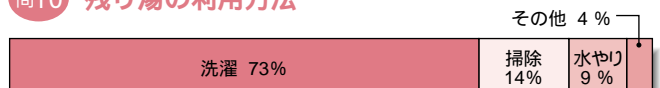
問8 生活排水の処理方法



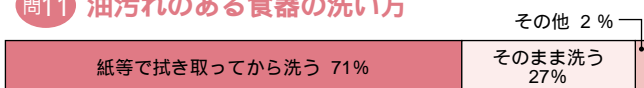
問9 風呂の残り湯を利用しているか



問10 残り湯の利用方法



問11 油汚れのある食器の洗い方



問12 環境に配慮した洗剤を使用しているか



下水道事業受益者負担金 「第9負担区」を新設しました

町では、生活環境の改善・公共用水域の水質保全を目的に、公共下水道の整備を進めています。

平成23年度から大針地区内の氷川地区の管路整備が始まり、整備が終わりしだい順次供用開始していくこととなります。

これに伴い、町議会12月定例会において「伊奈町都市計

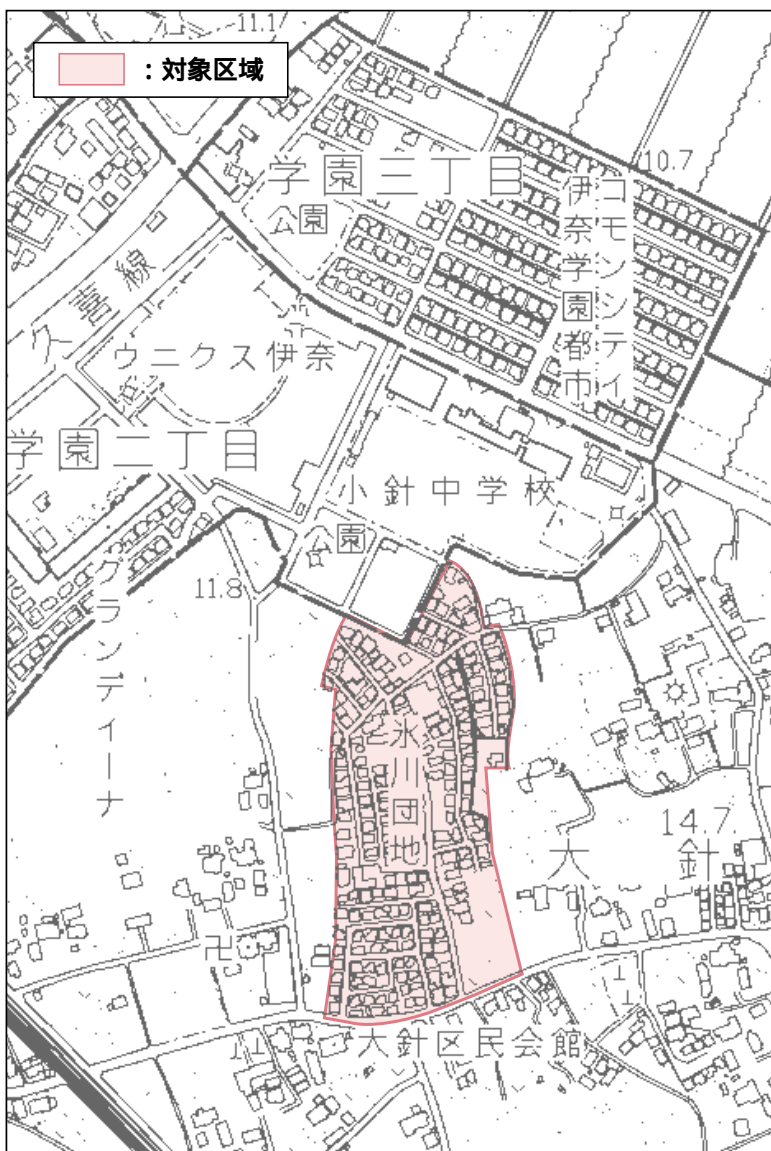
画下水道事業受益者負担に関する条例」が一部改正され、氷川地区に「第9負担区」が新設されました。

この区域内に土地を所有されている方や使用貸借、賃貸借による権利のある方は受益者となり、原則として供用開始の翌年度から、受益者負担金を納めていただくこととなります。

受益者負担金とは

受益者負担金とは、下水道供用開始区域の皆様から建設費の一部を負担していただくものです。

道路や公園など、利用者が不特定多数の公共施設の建設費は、通常公費で賄われます。しかし、その建設によって



限られた方のみが利益を受ける下水道事業については、費用の一部をその利益を受ける方（受益者）に負担していただくことが公平なこととされています。

このような理由から、都市計画法に基づき賦課徴収される制度となっています。

負担金を納めていただく方

対象区域図（上図）内に土地を所有されている方や使用貸借、賃貸借による権利のある方

単位負担金額

1㎡当たり840円

受益者に納めていただく金額

所有している権利のある土地の面積×単位負担金額

納付の方法

受益者負担金は1年を4期（6月・9月・12月・2月）とし、5年間（合計20期）で分割して納付していただきます。なお、全額を1回で納める一

括納付、1年分を一回で納める年一括納付の制度もありません。

受益者負担金説明会と申告

毎年3月に、翌年度に賦課の対象となる方を対象に、申告手続きや申告書の記入方法についての説明会を開催します。説明会を欠席された方には、申告書などを郵送します。

供用開始後は早めに下水道に接続を

公共下水道が使えるようになることを、「供用開始」といいますが、下水道法では、下水道の処理区域内にある家庭や事業所などは、この供用開始後は遅滞なく排水設備を設置し、下水道に接続することが義務づけられています。また、くみ取り式のトイレは3年以内に水洗トイレに改造し、下水道に接続しなければならぬことになっています。（下水道法第10条、第11条の3）

今後とも下水道行政に、皆様のご理解とご協力をお願いします。

④ 都市整備課下水道管理係
② 2 4 4 5